

2019年9月6日

お客様各位

公益財団法人埼玉県健康づくり事業団

消費税法改正に伴う対応のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お客様各位におかれましてもご高承の通り、2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ改定されます。

つきましては、当事業団における健康診断等の各種料金について、2019年9月30日以前の実施分については消費税率8%、2019年10月1日以降の実施分については消費税10%を適用させていただきます。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。